

茨城県規則 63 号

茨城県薬物指定審査会規則を次のように定める。

平成 27 年 6 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県薬物指定審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年茨城県条例第53号)第19条第8項の規定に基づき、茨城県薬物指定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第 2 条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を統理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び前条第4項の規定により委員長の職務を代理する委員が欠けたときの会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。